

上島町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上島町が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「町工事」という。)において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項(令第167条の13により準用する場合を含む。)並びに上島町財務規則(平成16年10月上島町規則第45号。以下「規則」という。)第94条の2の規定に基づく手続等低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額が3,000万円以上のものとする。

(調査基準価格の設定)

第3条 前条に規定する町工事の契約に係る規則第94条の2第1項の規定に基づき作成する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、別表第1に掲げるところにより算出した額とする。

2 町長は、前項の規定により算出した調査基準価格を、規則第94条第1項に規定する書面又は同条第5項に規定するファイルに記録するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、変動型の調査基準価格(以下「変動型調査基準価格」という。)を設定することができる。

(変動型調査基準価格の設定)

第4条 変動型調査基準価格は、調査基準価格に変動係数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(変動係数の決定)

第5条 変動係数は、電子計算機により、1.0000001から1.0001までの範囲内で無作為に抽出される係数とする。

2 変動係数の決定は、入札執行日ごとに、一番早い開札時間までに入札室で行い、決定した変動係数は、当該執行日の全ての対象工事に用いるものとする。

3 決定した変動係数は、町長が別に定めるところにより公表する。

(変動型調査基準価格の事後公表)

第6条 第4条の規定により算定した調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 対象工事の入札を執行するときは、次に掲げる事項について、当該事項を町ホームページ及び入札通知書等に掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 入札時には、別表第2に掲げる失格判断基準(以下「失格判断基準」という。)の項目を含み、かつ、入札価格と合致する工事費内訳書(町の設計図書様式に準じたもの)を提出すること。
- (3) 変動型調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果通知の方法
- (4) 変動型調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 変動型調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すること。

(入札の執行)

第8条 対象工事に係る入札において開札の結果、変動型調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札参加者に対して落札決定についての保留を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了する。

(入札結果の報告)

第9条 前条に規定する入札が終了したときは、入札執行者は、直ちに町長に入札結果を報告しなければならない。

(調査資料の提出)

第10条 入札価格が変動型調査基準価格に110分の100を乗じて得た額(以下「税抜き変動型調査基準価格」という。)を下回る場合は、町長は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次に掲げる事項について、税抜き変動型調査基準価格を下回る入札をした入札者(以下「低価格入札者」という。)の全員から入札価格の内訳その他必要と認める資料(以下「調査資料」とい

う。)を提出させるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況
- (3) 調査対象工事の配置予定技術者名簿
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 2年前までに施工した公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) 経営状況(保証会社等への照会)
- (12) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (13) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額
- (14) その他必要な事項

2 前項の調査資料は、開札の日の翌日から起算して3日(上島町の休日を定める条例(平成16年上島町条例第2号)第1条に規定する町の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に提出するものとし、期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨の申出があった者については、当該入札者がした入札を失格とする。ただし、町長が別途定めた場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第11条 町長は、前条の規定により提出された調査資料に基づき、低価格入札者のうち、最低の価格をもって入札をした者(総合評価落札方式による工事にあつては、最高の評価値をもって入札した者。(以下「落札候補者」という。))について、事情聴取又は関係機関への照会等の調査(以下「調査」という。)を実施する。

2 町長は、前項の調査の途中であつても、必要に応じ、落札候補者以外の低価格入札者について、調査を実施することができる。ただし、第14条及び第15条の規定は、落札候補者から、順次適用する。

3 町長は、前2項の調査を行うに当たっては、低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

4 第1項又は第2項の調査において、低価格入札者は、町長から調査に必要な追加資料（以下「追加資料」という。）を求められた場合は、追加資料を求められた日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者がした入札を失格とする。ただし、町長が別途認めた場合は、この限りでない。

（失格判断基準の適用）

第12条 前2条の規定にかかわらず、低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、別表第2に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、調査資料の提出を求めることなく、当該入札を失格とする。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。

（上島町低入札審査委員会）

第13条 低価格入札者と契約するか否かを審査し、決定するため、上島町低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長及び委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代行する。

6 委員長は、必要があると認めた場合は、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

7 緊急等やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって代えることができる

8 委員会の庶務は、契約を所管する課（以下「契約所管課」という。）において処理する。

（上島町低入札審査委員会における審査）

第14条 町長は、第11条の調査の結果を委員会に報告し、審査を求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により町長から審査を求められたときは、審査を行った上で、

町長に対して書面により意見を表示するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、落札候補者の入札価格が税抜き調査基準価格に0.95を乗じて得た額以上である場合であって、契約所管課における調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、委員会への付議を要しない。

(落札者の決定)

第15条 町長は、前条第3項の規定により付議をしない場合、又は前条第2項の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

- 2 町長は、第12条の基準に該当し、又は前条の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせず、その旨を当該落札候補者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(総合評価方式による工事にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値をもって入札した者。以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、第11条から本条までの規定により手続を行うものとする。

- 3 第1項の落札候補者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定はくじによるものとする。

(落札者決定の通知)

第16条 前条の規定により落札者が決定された場合において、最低価格入札者を落札者としたときは、最低価格入札者にその旨を通知し、その他の入札者にもその結果を通知するものとする。また、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とししない旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第17条 第15条の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあっては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金は、請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とすること。

(2) 前金払は、請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあっては、10分の4に相当する額以内とすること。

(3) 建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事においては、次のとおり技術者を配置すること。

ア 建設業法第26条第3項の規定により技術者の専任が義務づけされている請負代金額4,000万円以上(建築一式工事にあつては、8,000万円以上)の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者(同項ただし書の適用を受ける場合にあっては、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐)又は主任技術者とは別に、同等(同項ただし書の適用を受ける場合にあっては、当該監理技術者と同等)の要件(技術者の従事経験に係る要件を除く。)を満たす技術者を、専任で1人現場に配置すること。

イ 請負代金額4,000万円未満(建築一式工事にあつては、8,000万円未満)の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

2 町長は、入札公告等において前項に規定する条件を記載し、入札に参加しようとする者に対して周知するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めのないものについては、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要領によるものとし、これらに定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年9月1日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

(経過措置)

- 1 平成31年4月1日から平成31年（2019年）9月31日までに契約を締結する案件で予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を10パーセントで算定しているものについては、第8条の「108分の100」を「110分の100」と、別表1及び欄外（工場製作を含む。）の「1.08」を「1.10」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成31年（2019年）9月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年1月20日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、この要領の施行の日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

調査基準価格の算定方法

区分			計算式	備考
土木工事			$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合及び左記の計算式に該当しない場合にあっては、予定価格に7.5/10を乗じて得た額を調査基準価格とする。
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）			$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$ ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は、次のとおりとする。 $\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.2 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$	
土木工事	鋼橋等	工場製作のみ	$(\text{直接工事} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	
		架設工事のみ	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	
		工場製作＋架設工事	$\{\text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$	
	機械設備製作・据付工事	製作のみ	$\{\text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$	
		据付工事のみ	$\{\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$	
		製作＋据付工事	$\{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.10$	
	電気通信設備製作・据付工事	機器単体費のみ	$(\text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$	ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場

			合は、次のとおりとする。 (機器単体費×0.907) ×1.10	
		工事費のみ	{直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.10	
		機器単体費+工事費	{ (直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.10 ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 〔 (機器単体費×0.907) + {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} 〕 ×1.10	
	ただし、特に記載のない場合は、下記のとおりとする。直接製作費は機器費×0.6、間接労務費は機器費×0.1、工場管理費は機器費×0.2、一般管理費等は機器費×0.1+工事費の一般管理費			
下水道工事		機器単体費のみ	(直接製作費×0.97+間接労務費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68) ×1.10 ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 (機器単体費×0.907) ×1.10	
		工事費	{直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費等×0.68} ×1.10	
		機器単体費+工事費	{ (直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費等×0.68} ×1.10 ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は、次のとおりとする。 〔 (機器単体費×0.907) + {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費等×0.68} 〕 ×1.10	
	ただし、特に記載のない場合は、下記のとおりとする。直接製作費は機器費×0.6、間接労務費は機器費×0.1、工場管			

	理費は機器費×0.2、一般管理費等は機器費×0.1+工事費の一般管理費	
--	-------------------------------------	--

（注）各費目に所定の率を乗じたもの（円未満は切捨て）の合計に、
1.10 を乗じた額（円未満切捨て）とする。

別表第2(第7条、第12条関係)

失格判断基準

失格判断基準	費目	基準
	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
	共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
	現場管理費	設計金額における現場管理費の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

上の表により難い場合(工場製作を含む)の基準は、以下のとおりとする。

区分		費目	基準
土木工事	鋼橋等 工場製作のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の70%未満
		工場管理費	設計金額における工場管理費の70%未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	架設工事のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費の70%未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	工場製作＋架設工事	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の70%未満
		共通仮設費	
		工場管理費	設計金額における工場管理費及び現場管理費の合計額の70%未満
		現場管理費	
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
機械設備製作・据付工事	製作のみ	直接製作費	設計金額における直接製作費の75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の70%未満
		工場管理費	設計金額における工場管理費及び設計技術費の合計額の70%未満
		設計技術費	
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	据付工事のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の70%未満
		据付間接費	
		設計技術費	
		一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
	製作＋据付工事	直接製作費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の75%未満
		直接工事費	
		間接労務費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の70%未満
		共通仮設費	
		工場管理費	設計金額における工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の70%未満
		現場管理費	
		据付間接費	
		設計技術費	

電気通信設備製作・据付工事	機器単体費のみ	一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
		直接製作費	設計金額における直接製作費の 75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の 70%未満
		工場管理費	設計金額における工場管理費の 70%未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
		ただし、機器単体費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準を機器費の 69%未満とする。	
		直接工事費	設計金額における直接工事費の 75%未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 70%未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費及び機器間接費の合計額の 70%未満
		機器間接費	設計金額における機器間接費の 70%未満
	機器単体費＋工事費	一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
		直接製作費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の 75%未満
		直接工事費	設計金額における直接工事費の 75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の 70%未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 70%未満
		工場管理費	設計金額における工場管理費、現場管理費及び機器間接費の 70%未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費、据付管理費及び設計技術費の 70%未満
		設計技術費	設計金額における設計技術費の 70%未満
下電気、機械水設備製作・道路据付工事	機器単体費のみ	一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
		直接製作費	設計金額における直接製作費の 75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費の 70%未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費の 70%未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
		ただし、機器費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準のうち、機器費分については、機器費の 69%未満とする。	
		直接工事費	設計金額における直接工事費の 75%未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 70%未満
	工事費	現場管理費	設計金額における現場管理費、据付管理費及び設計技術費の 70%未満
		据付管理費	設計金額における据付管理費の 70%未満
		設計技術費	設計金額における設計技術費の 70%未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
	機器単体費＋工事費	直接製作費	設計金額における直接工事費及び直接工事費の 75%未満
		直接工事費	設計金額における直接工事費の 75%未満
		間接労務費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の 70%未満
		共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 70%未満
		現場管理費	設計金額における現場管理費、据付仮設費及び設計技術費の 70%未満
		据付間接費	設計金額における据付間接費の 70%未満
		設計技術費	設計金額における設計技術費の 70%未満
		一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満
		ただし、機器費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準のうち、機器費分について	

		ては、機器費の 69%未満とする。
--	--	-------------------

（注 1）この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。

（注 2）各費目に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。

別表第3（第13条関係）

「上島町低入札価格調査委員会の委員長及び委員」

委員長 副町長

委 員 上島町指名業者等選定委員会で構成される職員

（注1）工事を発注する課の長は除く